

森林施業計画認定書

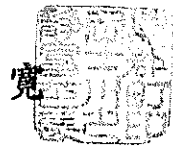
認定番号 421-28-001

平成 21年7月1日

愛知県春日井市弥生町松本1522

王子木材緑化株式会社名古屋支店 支店長近藤隆夫 様

芝川町長 野村 寛



森林法第11条第1項の規定により、平成 21年6月11日
に請求のあった森林施業計画については、これを適当で
あると認定します。

森林施業計画書

自 平成 21年 7月 1日

至 平成 26年 6月 30日

- (注) 1. 共同して森林施業計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。
2. 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には()を付して赤書きとする。

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 資源の循環利用林

1. スギ・ヒノキ等針葉樹人工林は非皆伐・長伐期施業とする。

2. スギ・ヒノキの人工林については、皆伐による主伐の伐採林齢を80～90年を目安に設定し(長伐期施業)、皆伐を実施する林齢までは30%程度の間伐を繰り返すことにより、適正な密度管理を行い、①森林の山地災害防止機能に支障を来たさない、②水物多様性に資する、③水源涵養機能を保持する、④二酸化炭素吸収機能を保持するものとする。

4. 間伐材は森林資源の利用を図るためできうる限り搬出を推進し、持続可能な森林経営を目指す。間伐の方法は、従来の架線集材に加え最新の高性能林業機械を導入し、間伐の合理化を図るものとする。地形条件等により搬出が困難な箇所もあるが、その場合は保育間伐により、適正な密度管理を行う。

5. 間伐等のための作業路は、出来るだけ等高線にそった勾配として、幅員を2.5m前後の集材路として開設し、既設の作業路は適切な維持管理を実施することとする。

イ 水土保持林

1. スギ・ヒノキ等針葉樹人工林は非皆伐・長伐期施業とする。

間伐によって適正な密度管理を行い、水源涵養機能を保持するものとする。

2. 主伐の方法は択伐を基本とし、潔癖な伐採及び地拵えは避け、保残木を置くようにする。

3. 主伐の時期は、長伐期施業森林では、スギ80年以上・ヒノキ80年以上、それ以外では80年以上とする。広葉樹林については60年以上で、利用可能な立木のみを主伐の対象とする。

4. 尾根筋・沢筋及び急傾斜地は、水土保持機能の維持向上を図るため、広葉樹林を主体とした保残帯とする。

ウ 森林と人との共生林

(該当地なし)

(記載注意事項)

1 森林の区分

ア 資源の循環利用林とは、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下規則という。)第9条の2第1号イに規定する公益的機能別施業森林の区域以外の区域内に存する森林をいう。

イ 水土保持林とは、規則第9条の2第1号ロに規定する水源かん養機能等維持増進森林をいう。

ウ 森林と水との共生林は、規則第9条の2第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林をいう。

2 アからウまでの森林区分ごとに、伐採、造林等の方法、伐期齢、育成する樹種、作業路網その他の施設の整備など40年以上の期間に係る森林施業についての基本方針を記載する。

3 資源の循環利用林であって、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるものにつき、当該森林施業計画の期間内に立木の伐採を計画せず、次分期以降に立木伐採を予定する場合は、当該森林の立木の伐採を予定する時期についても併せて記述する。

(2)長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m ³)			造林面積(ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	I 分期		6702	6702			
	II 分期		6000	6000			
	III 分期		6000	6000			
	IV 分期		6000	6000			
	V 分期		6000	6000			
	VI 分期		6000	6000			
	VII 分期		6000	6000			
	VIII 分期		6000	6000			
	小計		48702	48702			
水土保全林	I 分期				(造林計画なし)		
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小計						
森林と人との共生林	I 分期						
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小計						

(記載注意事項)

- 1 資源の循環利用林、水土保全林及び森林と水との共生林の区分ごとに、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
- 2 材積は、立方メートルを単位とし、少数第1位を四捨五入する。
- 3 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
- 4 森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法(昭和32年法律第26号第70条の8(計画伐採にかかる相続税の延納の特例)の適用を受けようとする場合には、当該相続に係る森林について「森林施業に関する長期の方針」のうち当該延納の特例の適用期間についての年次別計画を記載すること。
 その際、森林と人との共生林の区域のうち特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については特例の適用対象から除外されていることから、年次別計画に含めないこと。
 なお、水土保全林の区域のうち複層林施業を推進すべき森林又は長伐期を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林に係る延納期間については40年以内、それ以外の森林に係る延納期間については20年以内とすることができるとされていることから、それぞれの森林別に年次計画を記載すること。

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

(共同化計画なし)

(記載注意事項)

- 1 共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。
- 2 保育、間伐等のロットの確保並びに作業道、土場、作業場等の施設の効果的な設置及び維持運営による施業の効率化、森林施業の共同実施や林業事業体への共同委託及びその推進に向けた合意形成など、森林施業の共同化に関する40年以上の期間に係る方針を記載する。

(4) その他参考とすべき事項

(記載注意事項)

森林施業計画作成上、特に考慮した事項について記載する。

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

芝川町

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積 (m ³)	面積 (ha)	造林面積(ha)		
			うち植栽		
I(H21)	0	0.00			
II(H22)	1,266	15.50			間伐
III(H23)	1,033	12.62			間伐
IV(H24)	1,281	15.66			間伐
V(H25)	1,630	18.20			間伐
VI	1,492	18.40			間伐
計	6,702	80.38			

- 1 (1)の伐採計画及び造林計画について、時期ごとに再計し記載する。
- 2 市町村ごとに小計して別業とする。

3 保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積(ha)	備考
下刈り つる切り 除伐 保育間伐 枝打ち	0.0	第 I 分期
合計	0.0	

- 1 面積の記載はhaを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
- 2 市町村ごとに小計して別業とする。
- 3 保育の種類は必要に応じ追加して記載すること。

4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要整備森林又は要間伐森林の別	所在場所					施業の区分	施業の種類	面積	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村	字(大字)	地番	森林所有者名						
(該当なし)											
合 計											

(記載注意事項)

- 1 施業の区分は、保育、その他とする。
- 2 施業の種類は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除とする。
- 3 市町村ごと別業にする。
- 4 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合であって、認定請求者が当該森林の森林所有者以外の者である場合のみ、当該認定請求者名を記載する。
- 5 備考欄には、地域森林計画又は市町村森林整備計画に定められている実施すべき施業の時期を記載する。

